

○警備業関係事務取扱要綱の制定について

(平成20年4月11日岩生企第148号警察本部長)

[沿革] 平成24年7月岩生企第265号、26年4月岩生環第206号、28年3月岩監第79号、令和3年3月岩生環第74号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成20年4月9日から施行するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、同要綱の制定に伴い、「警備業認定等事務取扱要綱の制定について（平成16年3月4日付け岩生企第114号）」は廃止する。

別添

警備業関係事務取扱要綱

目次

第1章 総則（第1・第2）

第2章 警備業の認定等

第1節 事前相談及び認定申請（第3－第10）

第2節 認定証の再交付申請（第11・第12）

第3節 認定証の有効期間の更新申請（第13）

第4節 認定証の返納（第14）

第3章 営業所の届出等

第1節 営業所の設置等届出（第15・第16）

第2節 廃止及び変更の届出、認定証の書換（第17－第20）

第3節 服装及び護身用具の届出等（第21－第24）

第4章 警備員等に対する検定の実施等

第1節 検定の実施等（第25－第31）

第2節 合格証明書の交付（第32－第35）

第3節 合格証明書の再交付及び書換え申請（第36・第37）

第5章 警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の交付申請等

第1節 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施等（第38－第42）

第2節 資格者証の交付（第43－第46）

第3節 資格者証の再交付及び書換え申請（第47・第48）

第6章 機械警備業の開始届出等

第1節 機械警備業の開始届出（第49・第50）

第2節 廃止及び変更の届出（第51－第53）

第7章 行政処分 of 取扱い (第54-第56)

第8章 専決事項 of 報告 (第57)

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要綱は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）その他関係法令に基づく認定等の事務 of 取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語 of 定義)

第2 この要綱において「その他関係法令」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「府令」という。）
- (2) 警備業 of 要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号。以下「要件規則」という。）
- (3) 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）
- (4) 警備員等 of 検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）
- (5) 岩手県公安委員会 of 管理に属する事務手数料条例（平成12年条例第17号。以下「手数料条例」という。）
- (6) 警備業者等 of 護身用具 of 携帯 of 禁止及び制限に関する規則（昭和47年岩手県公安委員会規則第9号。以下「護身用具規則」という。）

第2章 警備業 of 認定等

第1節 事前相談及び認定申請

(事前相談)

第3 署長は、法第4条に規定する認定を受けて警備業を営もうとする者から、認定申請に伴う事前相談を受けたときは、警備業 of 要件、認定申請 of 手続き、必要な書類等について指導するとともに、警備業認定事前相談簿（様式第1号）によりその経過を明らかにしておかなければならない。

(申請書等 of 確認)

第4 署長は、警備業 of 認定を受けようとする者（以下この節において「認定申請者」という。）から、法第5条第1項 of 規定による認定申請書（府令別記様式第1号）及び府令第4条第1項に定める添付書類 of 提出を受けたときは、当該申請書 of 記載事項及び必要な添付書類が添付されているかを確認しなければならない。この場合において、必要な添付書類については、添付書類及び手数料一覧表（別添1）を参考にして確認するものとする。

2 前項 of 後段 of 規定は、この要綱において、各種申請及び届出時に提出を受けた必要な添付書類 of 確認について適用するものとする。

(添付書類 of 指導)

第5 署長は、府令第4条に定める添付書類のうち、診断書については、診断書様式一覧表（別添2）に掲載したもの、又は準じるものを提出するよう指導するものとする。

2 前項 of 規定は、この要綱において、各種申請及び届出時に必要な添付書類として提出

を受けた診断書について適用するものとする。

(手数料の納付等)

第6 署長は、認定申請書及び添付書類（以下「認定申請書類」という。）に不備がないと認めるときは、これを受理し、申請者に手数料条例第2条に規定する別表第9に掲げる警備業認定申請手数料を岩手県収入証紙により納付させなければならない。

2 収納された手数料については、会計年度ごとの収納状況を明らかにするため、手数料確認台帳（様式第2号）を備え付け、収納した都度記録し、責任者である生活安全課長（刑事・生活安全課長を含む。）が確認するとともに、副署長（次長）が決裁しなければならない。

3 前2項の規定は、この要綱において、手数料条例第2条に規定する別表第9に掲げる手数料の納付に係る事務について適用するものとする。

ただし、選任警備員指導教育責任者講習手数料については、警察本部（生活安全企画課）において収納手続きを行い、手数料確認台帳についても、生活安全企画課警備業担当課長補佐が確認するとともに、生活安全企画課次長が決裁するものとする。

(受理番号等の記入)

第7 署長は、受理した認定申請書の受理番号を生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に照会し通知を受けたうえで、受理番号等の所要事項を当該認定申請書に記入しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定により、認定申請書の受理番号の照会を受けたときは、受理番号等付与要領（別添3）に基づき、受理番号を警備業認定申請書受理台帳（様式第3号）に登載のうえ、署長に通知するものとする。

3 前2項の規定は、この要綱において、受理した各種申請書及び届出書等の受理番号の記入について適用するものとする。

(調査)

第8 署長は、受理した認定申請書類に基づき、法第3条及び要件規則に定める警備業の要件の該当の有無について、市区町村等関係機関への照会等により調査しなければならない。

2 前項の規定による調査は、警備業（認定・認定証更新）審査書（様式第4号）により行うとともに、申請者の身上調査のための市区町村長への照会は前科調査照会書（様式第5号）を使用するものとする。

3 前項の後段の規定は、この要綱において、各種申請及び届出における身上調査を行う場合において適用するものとする。

(認定証の交付)

第9 署長は、調査を終了したときは、認定等（認定・認定証更新・認定証再交付・認定証書換）申請書類送付書（様式第6号）に意見を付して、認定申請書類（以下この節において「認定申請書類等」という。）とともに生活安全企画課長を経由して生活安全部長に送付しなければならない。

2 生活安全部長は、送付された認定申請書類等を審査し、法第3条各号のいずれにも該当しないとしてこれを認定するときは、生活安全企画課長に、認定申請者に対して認定した旨通知させるものとする。

3 生活安全企画課長は、認定証（府令別記様式第2号）を作成し、警備業認定・届出台帳（様式第7号）に登載するとともに、同台帳の写しを認定証とともに、警備業等関係書類送付書（様式第8号）により署長へ送付するものとする。

また、認定を受けた警備業者が、県内他署管内にも営業所を有するときは、警備業認定・変更通報書（様式第9号）により、当該警備業認定・届出台帳の写しを添付し、関係署長に通報しなければならない。

4 署長は、送付された認定証を認定申請者に交付し、認定証等受領書（様式第10号）を徴収しなければならない。

（不認定の通知）

第10 生活安全全部長は、送付された認定申請書類等を審査し、法第3条各号のいずれかに該当するとして認定しないときは、生活安全企画課長に警備業不認定通知書（様式第11号）を作成させ、警備業等関係書類送付書により署長へ送付させるものとする。

2 署長は、送付された警備業不認定通知書を申請者に交付し通知するとともに、不認定通知書等受領書（様式第12号）を徴収しなければならない。

第2節 認定証の再交付申請

（再交付申請）

第11 署長は、認定証の再交付を受けようとする警備業者（以下この節において「再交付申請者」という。）から、当該認定証を亡失し、又は滅失したため、法第5条第5項の規定による認定証再交付申請書（府令別記様式第3号）の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項を確認しなければならない。

（認定証の再交付）

第12 署長は、認定等（認定・認定証更新・認定証再交付・認定証書換）申請書類送付書に意見を付して、認定証再交付申請書とともに生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、送付された認定証再交付申請書を審査し、認定証の亡失又は滅失の事実と相違がないと認めるときは、認定証を作成し、警備業等関係書類送付書により署長に送付するとともに、警備業認定・届出台帳の記事欄に所要事項を記載しなければならない。

3 署長は、送付された認定証を再交付申請者に交付し、認定証等受領書を徴収しなければならない。

第3節 認定証の有効期間の更新申請

（更新申請）

第13 認定証の有効期間の更新を受けようとする警備業者（以下この節において「更新申請警備業者」という。）から、法第7条第1項の規定による認定証更新申請書（府令別記様式第1号）及び同条第4項の規定により準用する府令第4条に定める添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、認定申請に伴う事務を定めた第4から第10までの規定を準用する。この場合において、第4第1項中「認定申請書（府令別記様式第1号）」とあるのは「認定証更新申請書（府令別記様式第1号）」と、第10第1項中「警備業不認定通知書（様式第11号）」とあるのは「認定証不更新通知書（様式第13号）」と読み替えるものとする。

第4節 認定証の返納

(返納認定証の受領)

第14 署長は、認定証の交付を受けた者が、法第12条第1項(第1号及び第4号を除く。)若しくは第2項の規定により認定証を返納すべき者に該当し、この者から同条第3項の規定による府令第26条に定める事項を記載した届出書の提出を受けたときは、当該事由の発生の日から10日以内に返納又は提出されているかを確認のうえ、これを受領し、警備業認定・届出台帳の記事欄に所要事項を記載しなければならない。

第3章 営業所の届出等

第1節 営業所の設置等届出

(届出書等及び提出日の確認)

第15 署長は、本県以外の区域に主たる営業所を設置している警備業者から、管轄区域内に営業所を設け、又は管轄区域内で警備業務(府令第14条に規定するものを除く。)を行うため、法第9条の規定による営業所設置等届出書(府令別記様式第4号)及び府令第13条に定める添付書類(以下「営業所設置等届出書類」という。)の提出を受けたときは、当該届出書の記載事項及び必要な添付書類が添付されているか並びに当該営業所を設ける日又は警備業務を行う日の前日までに提出されたかを確認しなければならない。

(受理番号等の記入)

第16 署長は、営業所設置等届出書類に不備がなく、提出日が適正であると認めるときは、これを受領し、受理番号等の所要事項を当該営業所設置等届出書に記入するとともに、警備業認定・届出台帳に登載しなければならない。この場合において、第7第3項の適用による同第2項中「警備業認定申請書受理台帳(様式第3号)」とあるのは、「警備業営業所設置等届出受理台帳(様式第14号)」と読み替えるものとする。

第2節 廃止及び変更の届出

(警備業廃止届出書類及び提出日の確認)

第17 署長は、警備業者から、警備業を廃止するため、法第10条第1項の規定による警備業廃止届出書(府令別記様式第5号)の提出を受けたときは、当該届出書の記載事項及び当該廃止の日から10日以内に提出されたかを確認しなければならない。

(受理番号等の記入)

第18 署長は、警備業廃止届出書に不備がなく、提出日が適正であると認めるときは、これを受領し、受理番号等の所要事項を当該警備業廃止届出書に記入するとともに、警備業認定・届出台帳から当該警備業者を削除しなければならない。

(変更届出)

第19 警備業者から、法第5条第1項各号に掲げる認定申請書の記載事項又は法第9条第3号に掲げる届出書の記載事項を変更するため、法第11条第1項の規定による法第11条第1項変更届出書(府令別記様式第6号)及び府令第19条に定める添付書類、法第11条第4項の規定による法第11条第4項変更届出書(府令別記様式第7号)及び府令第23条に定める添付書類(以下「変更届出書類」という。)、又は都道府県内廃止届出書(府令別記様式第8号)の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第17及び第18の規定を準用する。この場合において、法第11条第1項変更届出書及び添付書類の提出を受

けたときは、第17中「当該廃止の日から10日以内に」とあるのは「必要な添付書類が添付されているか並びに当該変更の日から10日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、20日）以内に」と、法第11条第4項変更届出書及び添付書類の提出を受けたときは、第17中「当該廃止の日から10日以内に」とあるのは「必要な添付書類が添付されているか並びに当該変更の日から10日以内に」と、又いずれのときも、第18中「警備業認定・届出台帳から当該警備業者を削除しなければならない。」とあるのは、「警備業認定・届出台帳の記事欄に所要事項を記載しなければならない。」と読み替えるものとする。

2 前項の変更届出が、法人の役員又は警備員指導教育責任者の変更のときは、第8の規定を準用する。この場合において、第8第2項中「警備業（認定・認定証更新）審査書（様式第4号）」とあるのは、「（法人の役員・警備員指導教育責任者）変更届出調査書（様式第15号）」と読み替えるものとする。

3 署長は、変更届出内容が、県内他署管内の営業所に関するものであるときは、警備業認定・変更通報書に、当該変更届出書類、又は都道府県内廃止届出書の写しを添付し、関係署長に通報しなければならない。

（認定証の書換え）

第20 警備業者から、法第11条第1項変更届出書に係る記載事項が認定証の記載事項に該当するため、法第11条第3項の規定による認定証書換え申請書（府令別記様式第3号）及び府令第20条第1項に定める当該認定証の写しの提出を受けたときの事務の取扱いについては、第11及び第12の規定を準用する。この場合において、第12第1項中「認定証再交付申請書」とあるのは「認定証書換え申請書及び当該認定証の写し」と、同第2項中「認定証の亡失又は滅失の事実と相違がないと認めたときは、」とあるのは「認定証の書換え申請が適正であると認めたときは、」と読み替えるものとする。

第3節 服装及び護身用具の届出等

（服装の届出）

第21 署長は、警備業者から、警備業務を行うに当たって服装を用いるため、法第16条第2項の規定による服装届出書（府令別記様式第9号）及び府令第30条に定める添付書類の提出を受けたときは、当該届出書の記載事項及び必要な添付書類が添付されているか並びに当該警備業務の開始の日の前日までに提出されたかを確認しなければならない。

（受理番号等の記入）

第22 署長は、服装届出書及び添付書類に不備がなく、府令第27条に定める警察官及び海上保安官の制服と明確に識別することができる服装の届出であり、提出日が適正であると認めたときは、これを受理し、受理番号等の所要事項を当該服装届出書に記入しなければならない。

（服装の変更届出）

第23 警備業者から、法第16条第2項の規定による服装届出書の記載事項を変更するため、法第16条第3項の規定による服装変更届出書（府令別記様式第11号）及び府令第32条第4項に定める添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第17及び第18の規定を準用する。この場合において、第17中「当該廃止の日から10日以内に」とあるのは「当該変更に係る服装の使用の開始の日の前日までに」と、第18中「警備業認定・届

出台帳から当該警備業者を削除しなければならない。」とあるのは「警備業認定・届出台帳の記事欄に所要事項を記載しなければならない。」と読み替えるものとする。

（護身用具の届出及び変更届出）

第24 警備業者から、警備業務を行うに当たって護身用具を用いるため、法第17条第2項の規定による護身用具届出書（府令別記様式第10号）及び府令第30条に定める添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第21及び第22の規定を準用し、同護身用具届出書の記載事項を変更するため、法第17条第2項の規定による護身用具変更届出書（府令別記様式第11号）及び府令第32条第4項に定める添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第23の規定を準用する。この場合において、第22中「府令第27条に定める警察官及び海上保安官の制服と明確に識別することができる服装の届出であり、」とあるのは「護身用具規則により携帯が禁止され、又は制限される護身用具の届出でなく、」と、第23中「「当該変更に係る服装の使用の開始の日の前日までに」」とあるのは、「「当該変更に係る護身用具の携帯の開始の日の前日までに」」と読み替えるものとする。

第4章 警備員等に対する検定の実施等

第1節 検定の実施等

（検定の公示）

第25 生活安全企画課長は、法第23条第1項の規定による検定を行おうとするときは、検定の実施予定期日の90日前までに岩手県報に公示するものとする。

（検定の実施事項等）

第26 検定の実施事項については、実施する検定ごとに別途定めるものとする。

（検定申請）

第27 署長は、検定を受けようとする者（以下この節において「検定申請者」という。）から、検定規則第9条第1項の規定による検定申請書（検定規則別記様式第1号）及び検定規則第9条第3項に定める添付書類の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び必要な添付書類が添付されているか確認し、不備がないと認めるときはこれを受理し、検定申請書類送付書（様式第16号）により生活安全企画課長に送付しなければならない。

（受検票の交付）

第28 生活安全企画課長は、検定申請者ごとに受検票（検定規則別記様式第2号）を作成し、警備業等関係書類送付書により署長に送付するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、受検票の交付状況を明らかにするため、受検票交付台帳（様式第17号）に登載するとともに、一連の受検票番号を受理番号等付与要領に基づき受検票に付するものとする。

2 署長は、送付された受検票を検定申請者に交付し、認定証等受領書を徴収するものとする。

（成績証明書の交付）

第29 生活安全企画課長は、検定に合格した者に対して成績証明書（検定規則別記様式第3号）を作成し、警備業等関係書類送付書により署長に送付するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、成績証明書の交付状況を明らかにするため、成績証明

書交付台帳（様式第18号）に登載するとともに、一連の成績証明書番号を受理番号等付与要領に基づき成績証明書に付するものとする。

2 署長は、送付された成績証明書を検定合格者に交付し、認定証等受領書を徴収するものとする。

（成績証明書の再交付）

第30 成績証明書の交付を受けた者から、当該成績証明書を亡失し、又は滅失したため、検定規則第12条第2項の規定による成績証明書再交付申請書（検定規則別記様式5号）の提出を受けたときの事務の取扱いについては、認定証の再交付申請に伴う事務を定めた第11及び第12の規定を準用する。この場合において、第12第1項中「認定等（認定・認定証更新・認定証再交付・認定証書換）申請書類送付書」とあるのは「成績証明書再交付申請書送付書（様式第19号）」と、同第2項中「警備業認定・届出台帳」とあるのは「成績証明書交付台帳」と読み替えるものとする。

（成績証明書の書換え）

第31 署長は、成績証明書の交付を受けた者から、当該成績証明書の記載事項に変更があったため、検定規則第12条第1項の規定による成績証明書書換え申請書（検定規則別記様式第4号）及び当該成績証明書の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項を確認しなければならない。

2 署長は、書換えの事実が誤りがないと認めるときは、当該成績証明書を書換えるものとする。

3 生活安全企画課長は、成績証明書の書換えがなされたときは、成績証明書交付台帳に所要事項を記載しなければならない。

第2節 合格証明書の交付

（申請書等の確認）

第32 署長は、法第23条第4項の規定による合格証明書の交付を受けようとする者（以下この節において「合格証明書交付申請者」という。）から、検定規則第14条第1項の規定による合格証明書交付申請書（検定規則別記様式第7号）及び同条第3項に定める添付書類（以下この節において「合格証明書交付申請書類」という。）の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び必要な添付書類が添付されているか確認し、不備がないと認めるときはこれを受理するものとする。

（調査）

第33 署長は、受理した合格証明書交付申請書類に基づき、法第23条第5項によって準用される法第22条第4項各号に該当しない者であるかについて、市町村等関係機関への照会等により調査しなければならない。

2 前項の規定による調査は、合格証明書交付申請審査書（様式第20号）により行うものとする。

（合格証明書の交付）

第34 署長は、調査を終了したときは、合格証明書（交付・再交付・書換）申請書類送付書（様式第21号）に意見を付して、合格証明書交付申請書類及び関係書類（以下「合格証明書交付申請書類等」という。）とともに生活安全企画課長に送付しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、送付された合格証明書交付申請書類等を審査し、法第23条第5項によって準用される法第22条第4項各号に該当しない者であると認めるときは、合格証明書（検定規則別記様式第6号）を作成し、警備業等関係書類送付書により署長へ送付するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、合格証明書の交付状況を明らかにするため、検定の警備業務の種別及び級ごとに合格証明書交付台帳（様式第22号）に登載するとともに、一連の合格証明書番号を受理番号等付与要領に基づき合格証明書に付するものとする。
- 3 署長は、送付された合格証明書を合格証明書交付申請者に交付し、認定証等受領書を徴収するものとする。

（合格証明書の不交付）

第35 生活安全企画課長は、送付された合格証明書交付申請書類等を審査し、法第23条第5項によって準用される法第22条第4項各号に該当する者であると認めるときは、公安委員会に合格証明書を交付しない旨を意見具申するものとする。

- 2 公安委員会は、生活安全企画課長からの意見を受けて合格証明書の交付を行わないときは、生活安全企画課長に合格証明書不交付通知書（様式第23号）を作成させ、警備業等関係書類送付書により署長へ送付させるものとする。
- 3 署長は、送付された合格証明書不交付通知書を申請者に交付し通知するとともに、不認定通知書等受領書を徴収しなければならない。

第3節 合格証明書の再交付及び書換え申請

（合格証明書の再交付）

第36 合格証明書の交付を受けた者から、当該合格証明書を亡失し、又は滅失したため、法第23条第5項によって準用される合格証明書再交付申請書（検定規則別記様式第9号）及び検定規則第15条第4項に定める写真1葉の提出を受けたときの事務の取扱いについては、認定証の再交付申請に伴う事務を定めた第11及び第12の規定を準用する。この場合において、第12第1項中「認定等（認定・認定証更新・認定証再交付・認定証書換）申請書類送付書」とあるのは「合格証明書（交付・再交付・書換）申請書類送付書」と、同第2項中「警備業認定・届出台帳」とあるのは「合格証明書交付台帳」と読み替えるものとする。

（合格証明書の書換え）

第37 合格証明書の交付を受けた者から、当該合格証明書の記載事項に変更があったため、検定規則第15条第1項の規定による合格証明書書換え申請書（検定規則別記様式第8号）、当該合格証明書、検定規則第15条第2項に定める住民票の写し並びに写真1葉の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第36の規定を準用する。

第5章 警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の交付申請等

第1節 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施等

（講習の公示）

第38 生活安全企画課長は、講習規則第2条に規定する警備員指導教育責任者講習及び第13条の準用規定による機械警備業務管理者講習（以下この節において、いずれも「講習」という。）を行おうとするときは、講習の実施予定期日の30日前までに、岩手県報に公

示するものとする。

(講習の実施事項)

第39 講習の実施事項については、実施する講習ごとに別途定めるものとする。

(受講の申込み)

第40 署長は、講習を受けようとする者から、講習規則第4条に定める警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)及び添付書類、又は講習規則第13条の準用規定に定める機械警備業務管理者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号。以下この節において、警備員指導教育責任者講習受講申込書及び機械警備業務管理者講習受講申込書のいずれも「講習受講申込書」という。)の提出を受けたときは、当該申込書の記載事項及び必要な添付書類が添付されているかを確認し、不備がないと認めるときはこれを受理し、講習受講申込書類送付書(様式第24号)により生活安全企画課長に送付しなければならない。

(講習修了証明書の交付)

第41 生活安全企画課長は、講習受講申込者のうち講習を修了した者に対する警備員指導教育責任者講習修了証明書(講習規則別記様式第2号)又は機械警備業務管理者講習修了証明書(講習規則別記様式第5号。以下いずれも「講習修了証明書」という。)を作成し、警備業等関係書類送付書により署長に送付するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、講習修了証明書の交付状況を明らかにするため、警備員指導教育責任者(機械警備業務管理者)講習修了証明書台帳(様式第25号)に登載するとともに、一連の講習修了証明書番号を受理番号等付与要領に基づき講習修了証明書に付するものとする。

2 署長は、送付された講習修了証明書を講習を修了した講習受講申込者に交付し、認定証等受領書を徴収するものとする。

(講習修了証明書の再交付)

第42 講習修了証明書の交付を受けた者から、当該講習修了証明書を亡失し、又は滅失したため、講習規則第7条第2項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書(講習規則別記様式第3号)、又は同第12条第2項の準用規定による機械警備業務管理者講習修了証明書再交付申請書(講習規則別記様式第3号)の提出を受けたときの事務の取扱いについては、認定証の再交付申請に伴う事務を定めた第11及び第12の規定を準用する。この場合において、第12第1項中「認定等(認定・認定証更新・認定証再交付・認定証書換)申請書類送付書」とあるのは「講習修了証明書再交付申請書類送付書(様式第26号)」と、同第2項中「警備業認定・届出台帳」とあるのは「講習修了証明書交付台帳」と読み替えるものとする。

第2節 資格者証の交付

(申請書等の確認)

第43 署長は、法第22条第2項の規定による警備員指導教育責任者資格者証、又は法第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証(以下いずれも「資格者証」という。)の交付を受けようとする者(以下この節において「資格者証交付申請者」という。)から、警備員指導教育責任者資格者証交付申請書(府令別記様式第13号)及び府令第42条第3項に定める添付書類、又は機械警備業務管理者資格者証交付申請書(府令別記様式

第13号)及び府令第63条第1項によって準用される添付書類(以下この節において、いずれも「資格者証交付申請書類」という。)の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び必要な添付書類が添付されているかを確認し、不備がないと認めるときはこれを受理するものとする。

(調査)

第44 署長は、受理した資格者証交付申請書類に基づき、警備員指導教育責任者の資格者証交付申請者にあつては法第22条第4項各号に該当しない者であるか、機械警備業務管理者の資格者証交付申請者にあつては法第42条第3項の準用規定に定める法第22条第4項各号に該当しない者であるかについて、市町村等関係機関への照会等により調査しなければならない。

2 前項の規定による調査は、資格者証交付申請審査書(様式第27号)により行うものとする。

(資格者証の交付)

第45 署長は、調査を終了したときは、資格者証(交付・再交付・書換)申請書類送付書(様式第28号)に意見を付して、資格者証交付申請書類及び関係書類(以下「資格者証交付申請書類等」という。)とともに生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、送付された資格者証交付申請書類等を審査し、警備員指導教育責任者の資格者証交付申請者にあつては法第22条第4項各号に該当しない者であると認めるときは警備員指導教育責任者資格者証(府令別記様式第12号)を、機械警備業務管理者の資格者証交付申請者にあつては法第42条第3項の準用規定に定める法第22条第4項各号に該当しない者であると認めるときは機械警備業務管理者資格者証(府令別記様式第20号)を作成し、警備業等関係書類送付書により署長へ送付するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、資格者証の交付状況を明らかにするため、警備員指導教育責任者(機械警備業務管理者)資格者証交付台帳(様式第29号)に登載するとともに、一連の資格者証番号を受理番号等付与要領に基づき資格者証に付するものとする。

3 署長は、送付された資格者証を資格者証交付申請者に交付し、認定証等受領書を徴収するものとする。

(資格者証の不交付)

第46 生活安全企画課長は、送付された資格者証交付申請書類等を審査し、警備員指導教育責任者の資格者証交付申請者にあつては法第22条第4項各号に該当する者であると認めるとき、機械警備業務管理者の資格者証交付申請者にあつては法第42条第3項の準用規定に定める法第22条第4項各号に該当する者であると認めるときは、公安委員会に資格者証を交付しない旨を意見具申するものとする。

2 公安委員会は、生活安全企画課長からの意見を受けて資格者証の交付を行わないときは、生活安全企画課長に資格者証不交付通知書(様式第30号)を作成させ、警備業等関係書類送付書により署長へ送付させるものとする。

3 署長は、送付された資格者証不交付通知書を申請者に交付し通知するとともに、不認定通知書等受領書を徴収しなければならない。

第3節 資格者証の再交付及び書換え申請

(資格者証の再交付)

第47 資格者証の交付を受けた者から、当該資格者証を亡失し、又は滅失したため、法第22条第6項の規定による警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書(府令別記様式第15号)又は法第42条第3項によって準用される機械警備業務管理者資格者証再交付申請書(府令別記様式第15号)の提出を受けたときの事務の取扱いについては、認定証の再交付申請に伴う事務を定めた第11及び第12の規定を準用する。この場合において、第12第1項中「認定等(認定・認定証更新・認定証再交付・認定証書換)申請書類送付書」とあるのは「資格者証(交付・再交付・書換)申請書類送付書」と、同第2項中「警備業認定・届出台帳」とあるのは「警備員指導教育責任者(機械警備業務管理者)資格者証交付台帳」と読み替えるものとする。

(資格者証の書換え)

第48 資格者証の交付を受けた者から、当該資格者証の記載事項に変更があったため、法第22条第5項の規定による警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書(府令別記様式第14号)、府令第41条に定める当該資格者証及び府令第43条第2項に定める添付書類、又は法第42条第3項によって準用される機械警備業務管理者資格者証書換え申請書(府令別記様式第14号)、府令第63条第1項によって準用される当該資格者証及び府令第63条第1項によって準用される添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第47の規定を準用する。

第6章 機械警備業の開始届出等

第1節 機械警備業の開始届出

(届出書等及び提出日の確認)

第49 署長は、機械警備業を営む警備業者から、管轄区域内に基地局を設け、又は基地局を設けずに管轄区域内に送信機器を設置する警備業務対象施設が所在するため、法第40条の規定による機械警備業務開始届出書(府令別記様式第18号)及び府令第55条に定める添付書類の提出を受けたときは、当該申請書の記載事項及び必要な添付書類が添付されているか並びに当該機械警備業務開始の日の前日までに提出されたかを確認しなければならない。

(受理番号等の記入)

第50 署長は、機械警備業務開始届出書及び添付書類(以下「機械警備業務開始届出書類」という。)に不備がなく、提出日が適正であると認めたときは、これを受理し、受理番号等の所要事項を当該機械警備業務開始届出書に記入するとともに、機械警備業務開始届出台帳(様式第31号)に登載しなければならない。この場合において、第7第3項の適用による同第2項中「警備業認定申請書受理台帳(様式第3号)」とあるのは、「機械警備業務開始届出受理台帳(様式第32号)」と読み替えるものとする。

第2節 廃止及び変更の届出

(廃止届出書類及び提出日の確認)

第51 署長は、機械警備業務の開始届出者から、基地局を廃止するため、又は機械警備業務を行わないこととなるため、法第41条の規定による都道府県内廃止届出書(府令別記様式第8号)の提出を受けたときは、当該事由の発生の日から10日以内に提出されたかを確認しなければならない。

(受理番号等の記入)

第52 署長は、都道府県内廃止届出書に不備がなく、また、提出日が適正であると認めるときは、これを受理し、受理番号等所要事項を当該届出書に記入するとともに、機械警備業務開始届出帳から当該機械警備業者を削除しなければならない。

(変更届出の事務の取扱い)

第53 開始届出した機械警備業者から、法第40条第2号又は第3号に掲げる事項に変更があるため、法第41条の規定による機械警備業務変更届出書（府令別記様式第19号）及び添付書類の提出を受けたときの事務の取扱いについては、第51及び第52の規定を準用する。この場合において、第52中「機械警備業務開始届出帳から当該機械警備業者を削除しなければならない。」とあるのは「機械警備業務開始届出帳の記事欄に所要事項を記載しなければならない。」と読み替えるものとする。

2 前項の変更届出が、機械警備業務管理者の変更のときは、第8の規定を準用する。この場合において、第8第2項中「警備業（認定・認定証更新）審査書（様式第4号）」とあるのは、「機械警備業務管理者変更届出調査書（様式第33号）」と読み替えるものとする。

第7章 行政処分 of 取扱い

(行政処分の上申)

第54 署長は、次の各号に掲げる行政処分の必要があると認めるときは、本項第1号、第3号並びに第4号の場合は警備業者等行政処分上申書（様式第34号）に、本項第2号の場合は資格者証交付不適合者発見連絡書（様式第35号）、又は合格証明書交付不適合者発見連絡書（様式第36号）に、供述調書、報告書その他証拠書類の写しを添付のうえ、生活安全企画課長を経由して公安委員会に上申しなければならない。

(1) 法第8条の規定による認定の取消し

(2) 法第22条第7項（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による資格者証又は合格証明書の返納命令

(3) 法第48条の規定による指示

(4) 法第49条の規定による営業の停止又は廃止命令

2 生活安全企画課長は、別に定める処分基準から、行政処分として指示が適当であると認めるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定める弁明通知書（同規則別記様式第16号）を作成し、警備業等関係書類送付書により署長に送付するものとする。

3 署長は、送付された弁明通知書を当該警備業者に交付し、不認定通知書等受領書を徴収しなければならない。

4 署長は、当該警備業者から、弁明書の提出を求める等の手続きを経た後に、当該弁明書等の書面を速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

生活安全企画課長は、弁明の内容を参酌し、指示書（様式第37号）を作成するものとする。

5 生活安全企画課長は、署長を経由して指示書を当該警備業者に交付し通知するとともに、不認定通知書等受領書を徴収しなければならない。

(聴聞)

第55 生活安全企画課長は、公安委員会が第54第1項第1号、第2号又は第4号の行政処分を行おうとするときは、法第50条又は行政手続法第13条第1項第1号に規定する聴聞を行うため、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に定める聴聞通知書（同規則別記様式第6号）を作成し、警備業等関係書類送付書により署長に送付するとともに、警察本部の掲示板に掲示し公示するものとする。

2 署長は、送付された聴聞通知書を行政処分を受ける警備業者等に交付し、不認定通知書等受領書を徴収しなければならない。

(行政処分の決定通知)

第56 生活安全企画課長は、公安委員会が行政処分を決定したときは、警備業者等行政処分決定通知書（様式第38号）、資格者証返納命令書（様式第39号）、又は合格証明書返納命令書（様式第40号）を作成し、警備業等関係書類送付書により署長に送付するものとする。

2 署長は、送付された警備業者等行政処分決定通知書、資格者証返納命令書、又は合格証明書返納命令書を行政処分を受ける警備業者等に交付し、不認定通知書等受領書を徴収するとともに、認定の取消し又は営業の廃止命令を受けた当該警備業者からは認定証を、資格者証又は合格証明書の返納命令を受けた者からは資格者証又は合格証明書を返納させなければならない。

3 署長は、認定証の返納を受けた当該警備業者を警備業認定・届出台帳から、資格者証又は合格証明書の返納を受けた者を警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）資格者証交付台帳又は合格証明書交付台帳から、それぞれ削除するものとする。

第8章 専決事項の報告

(署長専決事項の報告)

第57 署長は、岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令（昭和39年岩手県警察本部訓令第12号）により専決事項を処理したときは、月毎に専決事項処理結果報告書（様式第41号）により、毎月5日までに生活安全企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

※ 様式は省略する。